

創業支援資金融資あっせん制度のご案内

世田谷区内でこれから創業をお考えの方、または創業して間もない（創業1年未満の）方で、一定の要件を満たしている場合、「創業支援資金融資あっせん」制度をご利用いただけます。資金使途、限度額、利率等は4～5頁の制度一覧「7 創業支援資金」をご確認ください。

創業支援資金 融資あっせんを利用できる方

主たる事業所がバーチャルオフィスの場合、利用不可。（バーチャルオフィスとは、常時利用可能なデスクやスペースがなく、「登記のみ」、「郵便物の受け取りのみ」等で契約している事業実態のないオフィスをいいます。）

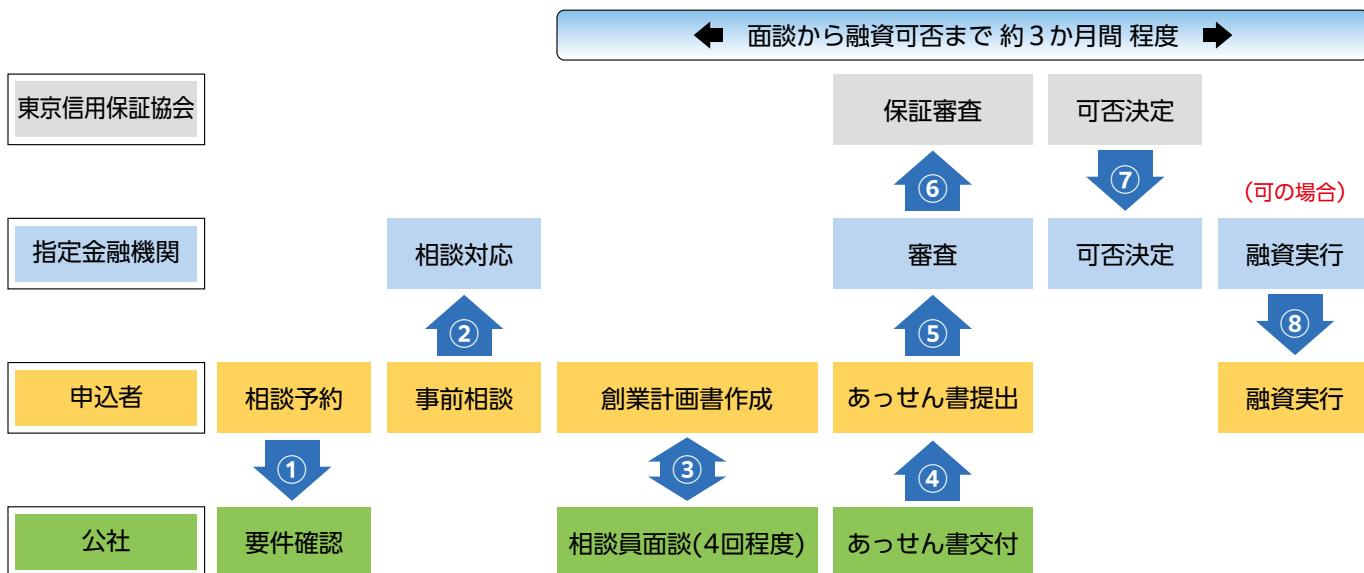
区分	法人	個人
1 創業前	本店登記及び主たる事業所（※1）を区内に設けて創業しようとする方	主たる事業所（※1）を区内に設けて創業しようとする方
	本店登記及び主たる事業所を区内に設けて、申込日現在、創業後1年未満の方（※2）（※3） 法人都民税及び法人事業税を滞納していないこと	主たる事業所を区内に設けて、申込日現在、創業後1年未満である方（※2）（※3） 個人事業税を滞納していないこと
2	住民税の滞納がないこと	
3	東京信用保証協会の保証対象業種であること	
4	許認可等を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けていること	
5	融資あっせんを受ける資金の使途が適正であり、かつ、資金及び資金にかかる利子につき十分な返済能力を有すること	

（※1）主たる事業所とは、全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等をいいます。法人の場合、本店登記と事務所・代表者の自宅等が区内にあっても、主たる事業所（実体）が区外にある場合は対象となりません。

（※2）申込日とは、創業計画書が完成し、あっせん申込書に記載する日です。

（※3）創業した日は、法人は登記をした設立年月日、個人は「個人事業の開業・廃業等届出書」に記入した開業日です。創業当初から区内で事業を行っていることが必要です。

あっせん相談・申込から融資までの流れ



- ①公社に相談日を予約のうえ、ご来所ください。
公社相談員（中小企業診断士）が、創業支援資金融資あっせんの申込要件に該当するか否かを確認します。
- ②取扱い金融機関に区の制度で創業融資あっせんを申し込む予定であることを伝えてください。
- ③公社相談員の支援を受けつつ、申込者自身で創業計画書を作成してください。曜日ごとに担当の創業相談員は決まっています。相談はおおよそ4回程度で、申込者本人以外は相談できません。

- ④公社が融資あっせん書を作成し、申込者へお渡します。
⑤融資あっせん書に記載されている金融機関へ必要書類と共に提出してください。
⑥金融機関から東京信用保証協会へ保証審査依頼をします
⑦東京信用保証協会が保証可否等を決定し金融機関へ通知します。
⑧金融機関が申込者へ融資を実行します。